

環 境 委 員 会 資 料

平 成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

平 成 2 5 年 第 4 回 定 例 会 提 出 議 案 資 料

議 案 第 1 6 5 号

川 崎 市 乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

資 料 : 川 崎 市 乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例 新 旧 対 照 表

参 考 資 料 1 : 消 費 税 率 の 引 上 げ に 係 る バ ス 料 金 の 改 定 に つ い て

参 考 資 料 2 : 新 旧 料 金 対 照 表

参 考 資 料 3 : 市 バ ス に お け る I C カ ー ド の 利 用 に つ い て

交 通 局

## 川崎市乗合自動車乗車料条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 普通乗車料金            大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき <u>210円</u>            小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき <u>110円</u></p> <p>(2) 特殊乗車料金            大人 1乗車につき <u>110円</u>            小児 1乗車につき <u>60円</u></p> <p>(3) 回数乗車料金            回数乗車券 <u>210円券23枚</u> つづり 4,000円  <u>210円券11枚</u> つづり 2,000円  <u>110円券23枚</u> つづり 2,000円  <u>60円券23枚</u> つづり 1,000円</p> <p>(4) 定期乗車料金            通勤定期乗車券 1箇月 <u>9,200円</u>            3箇月 <u>26,220円</u>            6箇月 <u>49,680円</u>            特殊通勤定期乗車券 1箇月 <u>6,440円</u>            3箇月 <u>18,350円</u>            6箇月 <u>34,780円</u>            通学定期乗車券（甲） 1箇月 <u>7,300円</u>            3箇月 <u>20,810円</u>            6箇月 <u>39,420円</u>            通学定期乗車券（乙） 1箇月 <u>2,400円</u>            3箇月 <u>6,840円</u>            6箇月 <u>12,960円</u></p>	<p>第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 普通乗車料金            大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 200円            小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 100円</p> <p>(2) 特殊乗車料金            大人 1乗車につき 100円            小児 1乗車につき 50円</p> <p>(3) 回数乗車料金            回数乗車券 /200円券23枚/100円券1枚/つづり 4,000円            /200円券11枚/100円券1枚/つづり 2,000円            100円券23枚つづり 2,000円            50円券23枚つづり 1,000円</p> <p>(4) 定期乗車料金            通勤定期乗車券 1箇月 9,000円            3箇月 25,650円            6箇月 48,600円            特殊通勤定期乗車券 1箇月 6,300円            3箇月 17,960円            6箇月 34,020円            通学定期乗車券（甲） 1箇月 7,200円            3箇月 20,520円            6箇月 38,880円            通学定期乗車券（乙） 1箇月 2,370円            3箇月 6,750円            6箇月 12,800円</p>

改正後	改正前
特殊通学定期乗車券（甲） 1 箇月 <u>5,110円</u> 3 箇月 <u>14,570円</u> 6 箇月 <u>27,590円</u> 特殊通学定期乗車券（乙） 1 箇月 <u>1,680円</u> 3 箇月 <u>4,790円</u> 6 箇月 <u>9,070円</u>	特殊通学定期乗車券（甲） 1 箇月 5,040円 3 箇月 14,360円 6 箇月 27,220円 特殊通学定期乗車券（乙） 1 箇月 1,660円 3 箇月 4,730円 6 箇月 8,960円
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された回数乗車券については、改正後の条例第9条第1項及び第3項前段の規定にかかわらず、施行日以後当該回数乗車券に表示された額と同条例の規定による普通乗車料金又は特殊乗車料金との差額を添えて引き続き使用することができる。</p> <p>3 施行日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。</p>	

## 1 消費税率引き上げに係る現状

### 【料金制度】

- 乗合バス運賃は上限運賃認可制、実施運賃届出制。(道路運送法第9条第1項、第3項)
- 「川崎市乗合自動車乗車料条例」において上限運賃を定め、実施運賃は「川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程」において規定する。(現行において実施運賃は上限運賃と同額)

### 【国の動向】

- 10月1日：平成26年4月に現行5%の消費税率を8%に引き上げることを発表  
(「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(閣議決定))
- 10月29日：国土交通省通達(「平成26年4月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて」(国自旅第268号))において処理方針が示される。

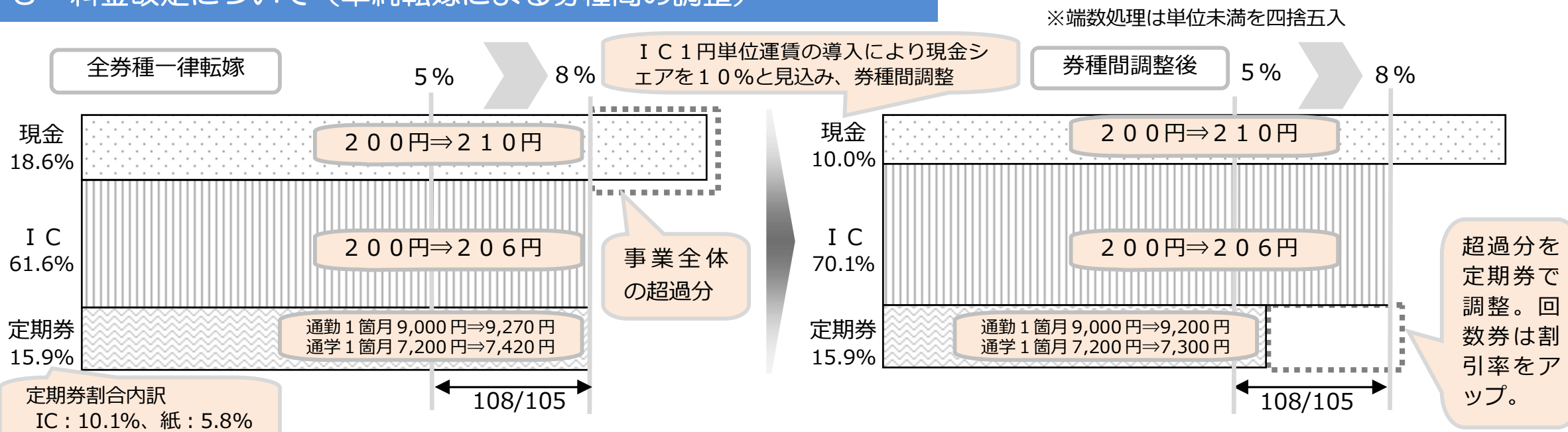
### 【国土交通省処理方針 概要】

- 単純転嫁方式による場合、認可申請に当たっての手続きは原価計算を省略するなど最大限簡素化するが、認可までの処理期間として3ヶ月程度を要する。
- 全券種に転嫁を行い、事業全体の増収率が消費税率引上げ分(108/105)以内となるよう、券種間で調整を行う。
- 同一区間でICカード利用を前提とする1円単位運賃と現金10円単位運賃の2つの異なる運賃が併存することを認める。
- IC1円単位運賃は現金10円単位運賃と同額ないしはそれより安価となることを基本とする。  
(IC1円単位運賃の導入については事業者の判断とするが、利用者からの理解を得るための十分な周知と丁寧な説明がなされることを前提とする。)

## 2 料金改定に向けた本市の対応

- 国土交通省通達(国自旅第268号)に基づき、消費税率の引上げに伴い、円滑かつ適正な転嫁を基本とし、料金を改定するものとする。
- 消費税率5%引き上げ時に料金を据え置いたことから、税抜運賃は195円から191円となり、今回は税抜運賃191円に消費税率8%を乗じる単純転嫁方式を採用する。
- 市バスのICカード利用者(IC定期含む)は70%程度であることから、これまでの現金10円単位運賃に加え、より正確な運賃の支払いが可能となるIC1円単位運賃を導入することとする。
- 料金改定は、事業全体の増収率が消費税率引上げ分(108/105)以内となるよう、券種間で調整を行う。
- 「川崎市乗合自動車乗車料条例」においては上限運賃を定めるものとして、普通乗車料金(大人210円)、回数券額、定期券額を改定する。また、「川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程」においては、実施運賃として普通乗車料金(大人：210円(現金)、206円(IC))などを定める。
- 議会の議決後に国への上限運賃認可申請及び実施運賃届出の手続きを同時に行い平成26年4月1日に料金改定を行う。

## 3 料金改定について(単純転嫁による券種間の調整)



### 【料金改定のポイント】

- 普通乗車料金(大人)について、現金10円単位運賃は210円とし、IC1円単位運賃は206円とする。
- 事業全体で超過しないよう主に定期券で調整を行う。(通勤1箇月200円増、通学1箇月100円増)
- 回数券は発売額(4,000円、2,000円等)を変えず枚数を調整し、現行の割引率と比較して平均で6%程度上昇する。
- IC1円単位運賃を含めた料金体系について、認可申請後、利用者から理解を得るための十分な周知と丁寧な説明を行う。

## 4 料金の規定方法について

- 「川崎市乗合自動車乗車料条例」において、普通乗車料金、回数乗車料金、定期乗車料金の上限運賃額を改定する。
- 「川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程」において実施運賃額を改定する。
  - 普通乗車料金  
(現金利用 210円、ICカード利用 206円)
  - 回数乗車料金(上限額と同額)
  - 定期乗車料金(上限額と同額)
  - 1日乗車券等
- 条例議案議決後、施行規程を改正するとともに、国へ申請・届け出を行う。

※料金の詳細は参考資料2「新旧料金対照表」のとおり。

※ICカードについての詳細は参考資料3「市バスにおけるICカードの利用について」のとおり。

超過分を定期券で調整。回数券は割引率をアップ。

# 新旧料金対照表

(川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程による)

参考資料 2

## 【定期外】

券種			現行運賃額		改定運賃額		
					現金	IC	備考
			円	備考	円	円	
普通乗車料金	普通	大人	200	税抜運賃額：191円	210	206	税抜運賃額：191円
		小児	100	大人運賃の半額	110	103	大人運賃の半額
	特殊	大人	100		110	103	
		小児	50	大人運賃の半額	60	52	大人運賃の半額
回数乗車料金	4,000円		4,000	200円券 23枚、100円券 1枚	4,000	/	210円券 23枚 (割引率17.2%←14.9%) 210円券 11枚 (割引率13.4%←13.0%) 110円券 23枚 (割引率20.9%←13.0%) 60円券 23枚 (割引率27.5%←13.0%)
	2,000円(大人)		2,000	200円券 11枚、100円券 1枚	2,000		
	2,000円(小児)		2,000	100円券 23枚	2,000		
	1,000円(小児特殊)		1,000	50円券 23枚	1,000		
	1,840円(通信：大人)		1,840	100円券 23枚(2割引)	1,850		
	920円(通信：特殊)		920	50円券 23枚(2割引)	2,020		
一日乗車券	一日	大人	400		410		
		小児	200		210		
	特殊一日	大人	200	磁気カード(窓口販売)	200	/	磁気カード(窓口販売)
		小児	100		100		
	家族一日		600	磁気カード(車内現金販売)	600	/	磁気カード(車内現金販売)

券種			現行運賃額		改定運賃額		
					現金	IC	備考
			円	備考	円	円	
川崎病院線	大人	100		100	100	臨港バスと共同運行	
	小児	100		100	100		
快速ミューザ線	大人	400	定期券の提示により半額	420	412	現金、ICともに 定期券の提示により半額	
	小児	200		210	206		
深夜バス料金	大人	400	定期券の提示により半額	420	412	現金、ICともに 定期券の提示により半額	
	小児	200		210	206		

## 【定期】

券種			現行運賃額			改定運賃額		
			紙	IC	備考	紙	IC	備考
			円	円		円	円	
通勤	(普通)	(1箇月)	9,000	9,000	割引率25.0%	9,200	9,200	割引率25.6%
		(3箇月)	25,650	25,650	1箇月の3倍 5分引き	26,220	26,220	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	48,600	1箇月の6倍 1割引	/	49,680	1箇月の6倍 1割引
	特殊	(1箇月)	6,300	6,300	通勤の3割引	6,440	6,440	通勤の3割引
		(3箇月)	17,960	17,960		18,350	18,350	
		(6箇月)	/	34,020		/	34,780	
通学	(甲)	(1箇月)	7,200	7,200	割引率40.0%	7,300	7,300	割引率40.9%
		(3箇月)	20,520	20,520	1箇月の3倍 5分引き	20,810	20,810	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	38,880	1箇月の6倍 1割引	/	39,420	1箇月の6倍 1割引
	(乙)	(1箇月)	2,370	2,370	割引率60.5%	2,400	2,400	割引率61.2%
		(3箇月)	6,750	6,750	1箇月の3倍 5分引き	6,840	6,840	1箇月の3倍 5分引き
		(6箇月)	/	12,800	1箇月の6倍 1割引	/	12,960	1箇月の6倍 1割引
	特殊(甲)	(1箇月)	5,040	5,040	通学(甲)の3割引	5,110	5,110	通学(甲)の3割引
		(3箇月)	14,360	14,360		14,570	14,570	
		(6箇月)	/	27,220		/	27,590	
	特殊(乙)	(1箇月)	1,660	1,660	通学(乙)の3割引	1,680	1,680	通学(乙)の3割引
		(3箇月)	4,730	4,730		4,790	4,790	
		(6箇月)	/	8,960		/	9,070	

### ●料金制度について

【普通乗車料金】	大人	12歳以上	小児	12歳未満(小学生)
----------	----	-------	----	------------

※大人又は小児1人につき、1歳以上6歳未満のものが2人まで無料

【定期乗車料金】	計算方法(1箇月)	普通乗車料金(206円)×推定乗車回数(60回)×(1-割引率) ※割引率は、通勤は25%、通学40%		
通学(甲)	中学生以上	通学(乙)	小学生以下	

# 市バスにおける IC カードの利用について

## 市バスにおける IC カードの取扱について

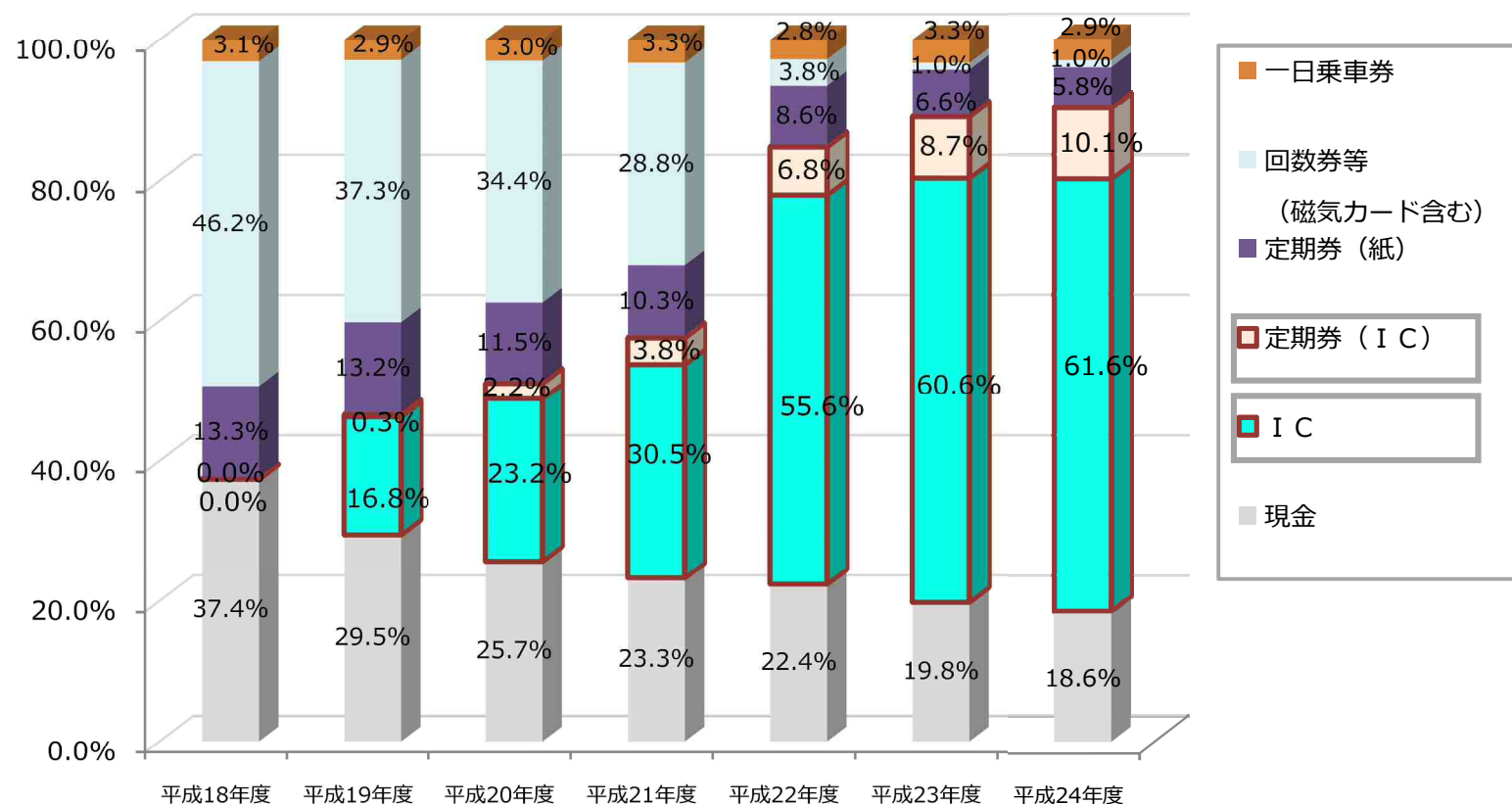
【川崎市交通局 IC カード取扱規程】PASMO 協議会（バス事業者 30 社、鉄道事業者 26 社で構成される任意団体）の承認を受けた交通系 IC カードについて適用するものとし、さらにその使用方法等を定める。

- 市バスで利用できる交通系 IC カード（「川崎市 IC カード取扱規程第 2 条によりパスモ、スイカ含め 10 種類）



- 交通系 IC カード導入状況・・・パスモ、スイカ：平成 19 年 3 月導入開始、  
平成 25 年 3 月の交通系 IC カード全国相互利用開始により、上記 10 種類すべてのカードが利用可能となった。
- 市バスにおける交通系 IC カード（パスモ）累計販売枚数・・・12,523 枚（平成 25 年 10 月現在）

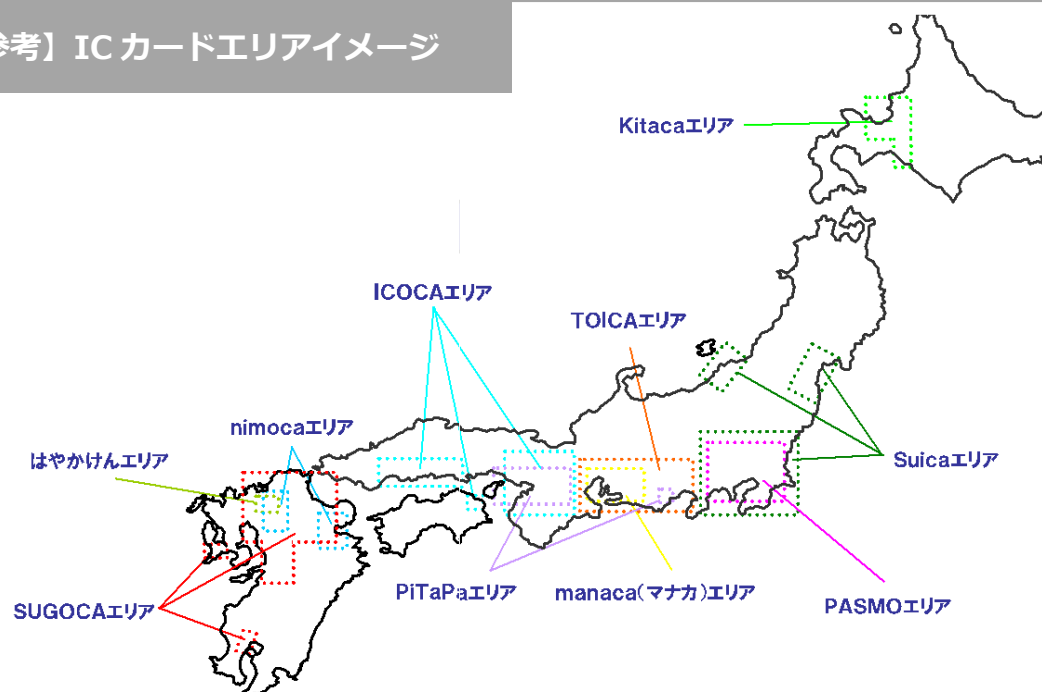
## 市バスにおける IC カードの普及状況



## ●料金収入に占める各券種の割合

年度	現金	IC	定期券 (IC)	定期券 (紙)	回数券等 (磁気カード含む)	一日乗車券
平成18年度	37.4%	0.0%	0.0%	13.3%	46.2%	3.1%
平成19年度	29.5%	16.8%	0.3%	13.2%	37.3%	2.9%
平成20年度	25.7%	23.2%	2.2%	11.5%	34.4%	3.0%
平成21年度	23.3%	30.5%	3.8%	10.3%	28.8%	3.3%
平成22年度	22.4%	55.6%	6.8%	8.6%	3.8%	2.8%
平成23年度	19.8%	60.6%	8.7%	6.6%	1.0%	3.3%
平成24年度	<b>18.6%</b>	<b>61.6%</b>	10.1%	5.8%	1.0%	2.9%

## 【参考】IC カードエリアイメージ



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
IC利用合計	0.0%	17.1%	25.4%	34.3%	62.4%	69.3%	71.7%

IC カードが普及した主な要因  
 H19.3月 IC カード導入開始  
 H22.6月 共通カード販売終了  
 H25.3月 交通系 IC カード全国相互利用開始